

高石市分別収集計画（第11期）

令和7年9月

高石市 土木部 環境政策課

高石市分別収集計画（第11期）

1 計画策定の意義

経済発展に伴う大量生産・大量消費は、私たちの生活を豊かにする一方、それにより生み出された大量の廃棄物は、環境への負荷の増大や最終処分場の逼迫等の問題を発生させています。そのため、限りある資源を有効に使い、環境への負荷を減らす循環型社会を形成していくことは、重要な課題となっています。

そのためには、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、資源の有効活用を図ることが大切になってきます。なかでも生活の中で身近なものである容器包装廃棄物は、一般廃棄物の6割（容積比）を占めており、市民・事業者・行政が協力してこの容器包装廃棄物に関する取組を行うことは、極めて重要となります。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、容器包装廃棄物を分別収集し、焼却処分・最終処分量の削減と資源の有効活用を図る目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした循環型地域社会づくり
- ・ 廃棄物の適正処理を推進し、地域環境の保全を図る。
- ・ 行政・市民・事業者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他の色）、飲料用紙製容器、段ボール製容器、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	2,681	2,661	2,641	2,622	2,603

《参考》容器包装廃棄物の品目ごと排出量の見込み

単位：t

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
主としてスチール製の容器	94	94	93	92	92
主としてアルミ製の容器	121	120	119	119	118
無色のガラス製容器	81	80	80	79	78
茶色のガラス製容器	162	160	159	158	157
その他のガラス製容器	27	27	27	26	26
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	13	13	13	13	13
主として段ボール製の容器	660	655	650	646	641
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	323	321	319	316	314
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器	242	241	239	237	235
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	956	949	942	935	929
合計	2,681	2,661	2,641	2,622	2,603

※端数処理の関係で内訳と合計が一致しない場合がある。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連帯を図る。

方策名	事業内容	効果等
買い物袋持参の啓発	ごみのリーフレット、広報紙・イベント等を通じて買い物袋持参を市民に啓発する。	ごみの減量化と市民の意識が高められる。
ごみ減量出前講座	ごみの減量化、再資源化について、自治会その他の団体からの要請に応じて職員が説明を行なう。	市民の意識の向上を促進し、ごみの減量化、資源化を推進する。
有価物集団回収奨励金制度	市内の自治会、子供会等の住民団体に対して、古紙類・古布類を回収した重量に応じて奨励金を交付する。	古紙類等の分別と再資源化が進む。市民のリサイクル意識が向上する。
廃棄物減量等推進員制度	市民、事業者、市とのパイプ役、廃棄物の減量化、資源化、ごみの分別排出の指導等、地域社会のリーダーとしての役割を担う。	市民の意識の向上を促進し、ごみの減量化、資源化を推進する。
違反ごみに対する注意シール制度	市の分別収集に対して未分別、収集日以外の排出等の違反ごみに対して注意シールを貼付する。	分別排出の意識を高め、適正な排出を進める。
啓発活動の充実	ごみのリーフレット、広報紙等による啓発や、ごみ処理施設の見学会などを通じ、認識を深めてもらう。	ごみの排出抑制、分別排出、再利用の意義及び効果を市民に理解してもらうことで、ごみ減量化を進める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の 容器 { 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	牛乳パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他雑紙
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位:トン)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	65		64		64		63		63	
主としてアルミ製の容器	44		44		44		44		43	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	39		38		38		38		38	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	48		47		47		47		46	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	14		14		14		14		14	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1		1		1		1		1	
主として段ボール製の容器	318		316		314		311		309	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	2		2		2		2		2	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	136		135		134		133		132	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	323		320		318		316		313	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
うち白色トレイ	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0		0		0		0		0	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は高石市一般廃棄物処理基本計画、市域の開発状況を勘案し、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
55,100人	54,700人	54,300人	53,900人	53,500人
対前年度比 99.26%	対前年度比 99.26%	対前年度比 99.26%	対前年度比 99.26%	対前年度比 99.26%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制で実施する。なお、自治会や住民団体による集団回収が進んでいる飲料用紙製容器・段ボール・その他の紙製容器包装については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類	収集に係る区分	収集・運搬	選別・保管等
主としてスチール製の容器	缶	市による定期回収	組合
主としてアルミ製の容器			
無色のガラス製容器	びん	市による定期回収	組合
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	牛乳パック	集団回収	再生業者
主として段ボール製の容器	段ボール	集団回収	再生業者
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他雑紙	集団回収	再生業者
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器	ペットボトル	市による定期回収	組合
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装	市による定期回収	組合

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

収集した容器包装廃棄物は、組合の資源化センターで中間処理を実施している。

処理段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区分	仕様
収集・運搬	収集車両	共通車両利用
選別・保管	資源化センター（組合）	

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る区分	収集 容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器	缶	袋	2 t ダンプ	資源化センター （組合）
主としてアルミ製の容器				
無色のガラス製容器	びん	袋	軽ダンプ パッカー車	
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	牛乳パック	縛る	集団回収	再生業者
主として段ボール製の容器	段ボール	縛る		
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他雑紙	縛る		
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器	ペットボトル	袋	2 t ダンプ 軽ダンプ パッカー車	資源化センター （組合）
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製 容器包装	袋		

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、必要なことは、市民や事業者、行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会で審議し、推進体制を整備する。また、自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、廃棄物減量等推進員制度を活用する。
- ・ 自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付、優良団体の表彰、回収器材の貸与などの支援を行う。
- ・ 容器包装を販売、使用する事業者到店頭回収等の自主回収と資源化を進めるよう協力を依頼する。
- ・ ペットボトルの「水平リサイクル」に取り組み、一度きりではなく、何度も繰り返すことができるリサイクルを実現し、循環型社会の実現と CO2 の排出削減を図る。